

「水道料金」及び「下水道使用料」の徴収一元化について（お知らせ）

事務の効率化及び経費削減を目的として、現在、同じ時期に別々に行っている水道料金と下水道使用料の請求を、合算した金額で一括して請求します。

なお、水道のみご使用のお客様（下水道を使用していない方）は、従来と変わらず水道料金のみをお支払いいただきます。

また、地下水等のみをご使用のお客様（水道を使用していない方）は、従来と変わらず下水道使用料のみをお支払いいただきます。

◆ 開始時期

10月請求分（9月検針：8月～9月使用分）から順次一元化を開始します。

・旭地域は 11月請求分（10月検針：9月～10月使用分）から開始となります。

納入通知書（納付書）をご利用の場合は「令和5年11月30日納期限分」から、口座振替をご利用の場合は「令和5年11月30日振替分」から実施します。

◆ 支払方法と請求先

水道料金と下水道使用料とで、支払方法（口座振替・納入通知書払）や請求先氏名が異なるお客様については、意向調査結果に基づいて統一します。

※ 原則として、新たな手続は不要です。

◆ 口座振替

水道料金と下水道使用料を合算した請求額をご指定の口座から振り替えます。通帳摘要欄の表示も下記のとおり統一します。

「ハマダシスイドウ」

「ゲスイシヨウリヨウ」



「ハマダシスイドウ」

注）金融機関によって文言が多少異なります。

◆ 納入通知書

水道料金と下水道使用料の内訳と、合算した請求額を記載した納入通知書（青色）を送付します。送付時期や納入期限は変わりません。

※ 令和5年9月30日以前に発行した納入通知書（督促状及び催告書等含む）は、令和5年10月1日以降も金融機関等の窓口でご使用できます。

※ 新しい納入通知書には、下水道認定水量の記載はありません。

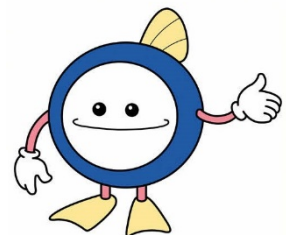
◎ 詳しくは市ホームページをご覧ください。



旭地域 Ver



「水道料金と下水道使用料の
徴収一元化について」QRコード



【問合せ先】

〒697-8501 浜田市殿町1番地

浜田市上下水道部 水道管理課 料金係

TEL：0855-25-9903（直通）FAX：0855-22-9361

E-mail：suidou-kanri@city.hamada.lg.jp